

75歳以上の方へ

一定の障がいがある方は
65歳以上

後期高齢者医療制度 保険証が更新

されます

平成23年
8月1日
から

有効期限
平成24年
7月31日
まで1年間

医療機関の窓口で支払う
自己負担の割合は1割
(現役並みの所得のある方は3割)
だね!

今度の保険証は
青色ね!



更新の手続きはいりません

新しい保険証は7月中に市(区)町村から送付します

お問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合

または、お住まいの市(区)町村高齢者医療担当課へ

発行:千葉県後期高齢者医療広域連合 Tel.043-216-5011

ホームページ <http://www.kouiki-chiba.jp>